

一般社団法人プロジェクトマネジメント学会

論文賞および論文奨励賞表彰マニュアル

平成 25 年 11 月 25 日 制定

(総則)

第 1 条 一般社団法人プロジェクトマネジメント学会（以下、本学会）表彰規程第 5 条 1 項 1 号、2 号の定めに基づき、一般社団法人プロジェクトマネジメント学会における論文賞および論文奨励賞の詳細を定める。

(目的)

第 2 条 本学会の定款 3 条に定める目的の達成を図るために論文賞、論文奨励賞を選定、授与するための手続きを定める。

(表彰の対象となる行為)

第 3 条 一般社団法人プロジェクトマネジメント学会誌に掲載された顕著な成果を含む研究論文の著者を顕彰する。

2 以下を本表彰の対象とする。

(1) 論文賞は、プロジェクトマネジメントで顕著な研究業績をあげた者に授与する。

(2) 論文奨励賞は、今後の研究に発展性が期待でき奨励に値すると認められる研究業績をあげた者に授与する。

3 顕彰の対象およびその目的、行為が公序良俗に反しないことを事実によって開示できない場合は、これを表彰しない。

(審査組織)

第 4 条 論文賞、論文奨励賞の審査組織には以下を置く。

(1) 本学会の常設委員会たる表彰委員会の委員長は、論文賞、論文奨励賞の審査に関する以下の手続きを含む全ての事務手続きを統括する。

1) 論文賞および論文奨励賞の審査指針を作成する。

2) 受賞候補者についての論文賞、論文奨励賞選考委員（理事会承認）を選定する。

3) 選考委員からの選定結果に基づき、理事会承認の取得、表彰を行う。

(2) 表彰委員会より選定された選考委員は下記を実施する。

1) 審査指針に基づく受賞対象者の選定および表彰委員会への選定結果報告

(審査指針)

第 5 条 表彰委員会より推薦を受けた選考委員は、下記論文賞・論文奨励賞審査指針に基づき、対象者の選定、推薦を行う。

【論文賞審査指針】

・プロジェクト/プログラム/ポートフォリオマネジメントで顕著な研究業績をあげた者（正会員）。

・対象となる業績は、研究業績とし、最近 1 年間に本学会論文誌に掲載された研究論文

【論文奨励賞審査指針】

- ・プロジェクト/プログラム/ポートフォリオマネジメントにおいて後の研究に発展性が期待でき奨励に値すると認められる研究業績をあげた者（正会員）.
- ・対象となる業績は，研究業績とし，最近1年間に本学会論文誌に掲載された研究論文

（審査および表彰）

第6条 審査は毎年11月に開始し，表彰は翌年3月の研究発表大会で行なう．

2 受賞の事実を証す書面は，学会長，表彰委員会委員長の2名の連署により発行する．

（守秘義務）

第7条 論文賞および論文奨励賞の審査に係わる者は，当該受審者または受審団体の許可無くその申請の事実，審査の過程で知り得たことを口外してはならない．

附則

1. 平成25年11月25日 神田雄一 表彰委員会委員長 制定